

山城さんから指名を受けました山口の武波会員です。

2009 年度末の人事異動で宇部市の共同実施拠点校の中学校へ異動し、初めて学校事務共同実施に関わることになりました。翌年に宇部市内の 2 拠点校が 1 拠点校に変更されたため、再び異動することになりましたが、一年間共同実施に関わった経験を基に、2011 年の年報第 2 号に「学校事務共同実施の批判的考察～現場で育ち、活きる専門性の確立へ～」として研究レポートを寄稿しました。強調したポイントは、教職員の多忙化解消と公教育無償化に繋がる学校徴収金の問題解決の必要性、そのための現場での専門性の確立です。

その後の山口県の共同実施の経過については、2012 年度から市町の共同実施拠点校は 1 市 1 拠点校となり、共同実施の運営に特化した共同実施運営責任者が複数配置されるとともに共同実施が山口県内全県実施となり、13 市 2 町の 15 地区で実施されることになりました。

また、学校教育法施行規則で規定された「事務長」については、共同実施拠点校における共同実施の総括責任者として 13 市の拠点校に順次配置するとして、職員団体に提示することなく、2014 年度から 3 か年計画で配置されることになりました。事務長は、共同実施拠点校における事務職員を総括するとして管理職指定したものとなっています。

全国的に学校事務職員の大量退職が始まっていますが、山口県でも毎年度 20 名程度の定年退職者がいます。新規採用者は 20 名程度となっていますが、臨時的任用者も数十名にのぼります。直近の第 8 回経済財政諮問会議では、民間議員からの提案で教員の学級ごとの定員を「数」から「質」へ変更するとして新規採用の抑制が議論されました。教員に留まらず、事務職員へも波及する問題です。

同会議において下村文部科学大臣は、少子化に対応した学校規模の適正化として、適正規模を下回る学校が約半数、それ自体をデメリットと規定したうえで、小規模校の統廃合は設置者の地域の実情を踏まえて適切に判断すべきとしながらも、国として各市町村の判断の参考となる指針を提示するとしました。学校統廃合と新規採用者抑制により、ますます臨時・非常勤職員の増加が予測されます。安定した学校事務の運営には、個別学校で専門性を発揮するための事務職員の正規職員化が必要です。

次のリレーエッセイのバトン、岩手県 加藤 忠会員に渡します。